

# ～「優良運転者表彰」について（お知らせ）～

三重県交通安全協会に加入いただき、長期安全運転に努めておられる方は一定の要件の下、希望者からの自己申請により写真のような「優良運転者表彰」を受けていただくことができます。【申請書類は、住所地を管轄する交通安全協会窓口で入手ください（郵送可）】



ご自身が令和7年（2025年）表彰の対象者となっているかは「免許証」の取得年月日でご確認いただけます！



	二・小・原・他（取得年月日）
30年	H 6.1.1～H 6.12.31
40年	S59.1.1～S59.12.31
50年	S49.1.1～S49.12.31

※ 表彰を希望される方は、上記取得期間を過ぎていても一度お電話ください。

## 資格要件

- ① 三重県に住所がある方
- ② 三重県交通安全協会に個人会員として加入している方
- ③ 運転免許取得後、30年（40年、50年）以上の自己の責任による交通事故がない方
- ④ 過去5年以内に交通違反がない方
- ⑤ 過去5年以内に罰金以上の刑に処せられたことがない方

（令和7年1月中旬に発行された運転記録証明書（5年）の添付が必要です。）



## 受付期間

### 『第1段階』

資格要件を全て満たされ、表彰を希望される方は、下記期日までに表彰の申請書類一式を受取り、同封の交通安全協会表彰用『運転記録証明書』申込用紙で自動車安全運転センターへ証明の取得手続きを行ってください。手続きには670円+振込手数料がかかります。（郵便局からの振込手続きとなります。）申請書類の入手は、**令和6年11月上旬から令和6年12月27日まで**です。

### 『第2段階』

第1段階の手続きにより、令和7年1月上旬～下旬に自動車安全運転センターから届いた『運転記録証明書』に「違反等の記載がないこと」を確認され、申請書類一式に同封の優良運転者表彰申込書（色用紙）に必要事項を記載し、押印の上、『運転記録証明書』と優良運転者表彰申込書の両方を令和7年1月31日までに住所地を管轄する地区交通安全協会窓口へご提出ください。

表彰申請の受付は、**令和7年1月31日**までです。

※ 表彰は2段階の手続きを要します。

詳しくは **（一財）三重県交通安全協会** までお問い合わせ下さい。

TEL 059-253-7744